



3D SYSTEMS, INC.
スペアパーツ、時間、材料のサービス
に関する標準規約
2025年2月25日から発効

本標準規約は、3D Systems, Inc.（以下「3D Systems」）が製造する機器で使用される1つ以上のスペアパーツ（以下「パーツ」）の顧客（以下「お客様」）への販売と、3D Systems がお客様に対して時間および材料ベースで実施するサービス（以下「サービス」）に適用されます。本規約は、関連する作業注文見積書または作業注文レポート（以下「作業注文書」）と共に、両当事者間の完全合意（以下「本契約」または「本契約書」）を構成するものです。

- 1. 一般条項** – 本契約は、3D Systems によるお客様へのパーツの販売と、3D Systems またはその認定サービスパートナーによるサービスの提供に適用されます。お客様は、お客様に販売されたかまたはサービスで使用されたパーツには再生材料（新品同様の性能や機能を発揮するように使用され、再調整されるコンポーネントまたは材料を含みます）が含まれている可能性があることを了承するものとします。再生材料が使用されていることについては、本契約の文面上やパーツ固有のラベルで明らかにされる可能性があります。一方の当事者が本書に記載されている事項以外の事項が本契約に含まれていると判断した場合、両当事者は、(a) 本契約の先頭にそのことを記載して承認するか、または(b) それらのコピーまたは説明を本契約書にホッチキスで留め、署名する前にそれらに頭文字で略式署名をするものとします。これらの方法が取られない限り、それらはパーツまたはサービスの購入に関する本契約の一部として含められないものとします。お客様が本契約（またはその修正版）に署名した後、3D Systems の役員または権限を与えられた他の被指名人によって署名がなされた時点で、本契約は拘束力のある契約になります。
- 2. スペアパーツ** – パーツに不具合がある場合、3D Systems は 90 日間または現地の法律で義務付けられている期間、パーツを保証します。印字ヘッド、レーザーヘッド、レーザーアセンブリは 12 か月間保証され、フィルター、電球、ベルト、ワイパー、予防メンテナスキットなどの消耗パーツは保証の対象外となります。保証期間の開始日は、(1) 3D Systems が自己取り付けのためにパーツを発送した日、または(2) 3D Systems またはその認定サービスパートナーがお客様のシステムにパーツを取り付けた日のいずれかとなります。不適切な取り付け、取り扱い、またはシステム内の他の故障パーツに起因する不具合は、3D Systems またはその認定サービスパートナーによって取り付けられた場合を除き、保証されません。
- 3. サービス** – 3D Systems またはその認定サービスパートナーは、お客様が提示する作業注文書に記載された時間と材料に基づいてサービスを提供するものとします。3D Systems は、サービスのためのあらゆる訪問について、最低 4 時間の人工費を請求します。作業は最初に報告された問題に限定され、30 日間保証されるものとします。サービスの実施中にお客様の施設で 3D Systems の従業員または 3D Systems によって指名された人物の過失によって損害が発生した場合、3D Systems は責任を負うものとします。
- 4. 返品規則** – 未使用および未開封のパーツの返品は、パーツの出荷から 30 日以内に行う必要があり、これは 3D Systems の判断で行われます。購入パーツすべてを返品できるわけではありません。パーツの返金を伴う返品の場合は、3D Systems から事前に書面で承認をとる必要があります。必要な RMA 情報なしで受領したカスタマーパーツは返金の対象ではありません。3D Systems に返品されるパーツは、少なくとも \$20 または同等の 25% の返品手数料の対象となります。購入したパーツが 3D Systems サポートに推奨されたものである場合、およびその推奨が 3D Systems によってサポートケースに記録されている場合、返品手数料が適用されます。3D Systems またはその認定サービスパートナーがサービスを実施する場合は返品手数料は適用されません。元の梱包に入っていない部品、または開封されて返品された部品は再テスト料金がかかる場合があります。
- 5. 交換パーツ** – サービスの際にお客様のシステムから取り外され、3D Systems が提供する交換パーツと取り換えられた故障パーツや摩耗したパーツは、3D Systems の所有物となります。お客様によって交換パーツと交換され、3D Systems への返品が決定した故障パーツは、お客様自身が 30 日以内に返品する必要があります。このような故障パーツが 30 日以内に 3D Systems に返品されない場合、3D Systems は返品されていない各パーツのリスト価格をお客様に請求する権利を留保します。
- 6. 出荷と引き渡し** – 作業注文書に記載がない限り、送料は含まれません。作業注文書で別途合意がない限り、送料と保険料は事前に支払われ、請求されます。販売はパーツの実際の発送日またはサービス日に（運送人渡し条件）FCA が生じ、パーツの出荷時またはサービスの実施時に権利と損失リスクがお客様に移転します。3D Systems は、お客様への引き渡しまで、自社の輸送業者を使用して貨物配送を行います。引き渡しまたはサービスのスケジュールを守れない状況が発生した場合、引き渡しまたはサービスの遅延、あるいは遅延を通知できなかったことで発生するいかなる損害または違約金についても、3D Systems は責任を負いません。しかし、3D Systems は遅延を通知するためにあらゆる合理的な努力を払います。遅延は解約の理由として認められないものとします。
- 7. 保証** – パーツまたはサービスには、セクション 1 とセクション 2 に記載されている保証のみが提供されます。前述の保証は、明示的か黙示的かを問わず、他のあらゆる保証（商品性および本来の目的または特定の目的に対する適合性の保証を含むが、これらに限定されない）に代わるものとします。他の各保証に関しては、3D Systems は本契約で否認します。
- 8. 賠償責任の限定** – 3D Systems は、理由にかかわらず、結果的損害懲罰的損害、または付随的損害（利益の損失または従業員の時間の損失など）に関して、お客様に責任を負いません。いかなる場合においても、本契約に基づく、またはパーツの販売またはサービスの提供から生じる 3D Systems の法的責任または義務（あるいはこの両方）は、本契約の購入価格を超えないものとします。
- 9. 支払い** – 作業注文書に別途記載がない限り、支払条件は前払いになります。お客様の返済期間が延長され、支払いに遅れが生じた場合、お客様は月当たり 1-1/2% の金利で（法定最高金利の方が低ければ法定最高金利で）利子を払うものとします。お客様は、売上税または使用税の免除を要求する場合、「発送先」に指定した場所の免税証明書、直接支払証明書、または再販証明書のコピーを 3D Systems に提供するものとします。
- 10. 特許** – 誰かが特定のパーツまたはサービスが米国、欧州連合、または日本におけるその人物の特許、著作権、企業秘密、またはその他の所有権を侵害していると申し立てた場合、お客様がその申し立てを書面で 3D Systems に迅速に通知し、かつ 3D Systems が訴訟の弁護を引き受けことを認める場合、3D Systems は結果として生じる損害、判決、または和解（費用と合理的な弁護士料を含む）からお客様を補償し、免責します。弁護を引き受けた場合、3D Systems は訴訟代理人を選ぶことができ、その問題における弁護や問題の解決を行う独占的権利を有するものとします。3D Systems は、（すべて 3D Systems の費用で）特許などを侵害していない同等のパーツまたはサービスを代用するか、侵害していない状態になるように部品またはサービスを変更（修正）するか（この場合、変更後も仕様を満たしている必要がある）、またはお客様が部品または



3D SYSTEMS[®]

3D SYSTEMS, INC.
スペアパーツ、時間、材料のサービス
に関する標準規約
2025年2月25日から発効

サービスを引き続き使用する権利を取得する可能性があります。この補償は、3D Systems 以外によって行われるパーツまたはサービスの変更や、お客様が追加した他のデバイスとの併用に起因する申し立てには適用されません。

11. **輸出コンプライアンス** – お客様は、米国、EU、そして他の適切な輸出管理法および規制に完全に準拠している場合を除き、いかなる機器やソフトウェアも直接的または間接的に輸出、再輸出、またはその他の方法で引き渡してはなりません。これらの義務は、本契約の終了後も存続するものとします。さらに、お客様は、アイテム、テクノロジー/技術のデータ、および/またはサービスが、次の目的に使用されないことに同意するものとします。軍事または防衛の用途、あるいは軍事のエンドユースにおけるデザイン、生産、組立て、テスト、操作、統合、設置、点検、メンテナンス、修理、分解修理、改修。中華人民共和国、ベネズエラ、ミャンマー、ロシア、および米国規制744.21補足2に記載されている国、州、省の軍事のエンドユーザーのため。3D Systems から取得した製品、ソフトウェア、および/またはテクノロジーは、国連、EU、または OSCE の禁輸措置に違反する目的地に再輸出、販売、または再販売または譲渡することはできません。欧州議会および2021年5月20日の理事会による規制(EU)規制2021/821に違反して販売または譲渡された禁輸措置の条件輸出、仲介、技術支援、二重用途品目の輸送および転送。お客様は、核爆発活動、無防備な核活動、核燃料サイクルまたは核推進活動、あるいは設計、開発、生産、化学兵器、生物兵器、ミサイル、ロケットシステム、無人航空機(UAV)の備蓄、または使用。
12. **不可抗力** – 両当事者は、合理的な制御を超えた状況に起因する本契約の義務の履行遅滞に関し、他方に対して責任を負いません。このような状況には、反乱、騒擾、暴動、戦争、内乱、国家緊急事態、ストライキ、洪水、地震、禁輸措置、材料や輸送の確保不能、天変地異、両当事者の合理的な制御が及ばない、自然や政府当局によって引き起こされる事象などがありますが、これらに限定されません。
13. **可分性** – 本契約のいずれかの条項が無効、違法、または法的強制力がないと判断された場合、そのような無効性、違法性、または法的強制力の欠如にかかわらず、本契約とその他の条項は効力を持ち続けるものとします。その際、両当事者は、無効または法的強制力のない条項の経済的利益に可能な限り近い、有効で拘束力と法的強制力のある代替条項に同意するものとします。
14. **紛争解決** – お客様および 3D Systems は、本契約の履行または違反に起因または関連する論争、請求、または紛争については、交渉による解決に努めるものとします。通知から 30 日以内に交渉によって解決しない主張については、米国仲裁協会が商業仲裁規則に基づいて運営する仲裁によって解決されるものとし、その仲裁判断は管轄権を有するいずれの裁判所からも執行判決を得ることができます。審理は、3D Systems 本社に最も近い米国仲裁協会事務所で行います。
15. **その他** –
 - A. 本契約は、法条項間の矛盾・衝突に關係なくニューヨーク州の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。
 - B. 3D Systems およびお客様は、本契約に適用されるすべての法律を遵守するものとします。
 - C. 本契約に基づくすべての通知は、書面で受領した時点で効力を有します。お客様および 3D Systems への通知は、本契約に記載された住所に送付するものとします。
 - D. 本契約の変更是書面でなされ、両当事者の署名を必要とするものとします。
16. **完全合意** – 本作業注文書に署名して返送することにより、お客様は、本契約に目を通し、これを理解し、その条項に拘束されることを承諾したとみなされます。さらに、お客様は、本契約が合意の完全かつ唯一のステートメントを記載していることを表明し、同意します。これには、当事者間を統制する規約が含まれ、これはあらゆる提案書、発注書を含むお客様の下位文書の印刷物、口頭あるいは書面の合意、お客様の一般取引条件、本契約に関連する当事者間のすべての他のやりとりより優先され、それらに取って代わります。